

議案第十八号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成



昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「九月と三月」を「八月と二月」に改める。

別表第一中 本泉 を削る。

別表第二中「超過水量」を「超過料金」に、「単位簡易水道等の使用者一戸につき月額九〇円に所属単位簡易水道等の当該年度起債償還額（使用者一戸につき月額一三〇〇円に、当該年度の起債償還額を当該施設の使用戸数で除して得た額を加算した額）を二分の一」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、三朝町上水道給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の規定に基づき、本泉区域に

給水を開始した日から適用する。